

報 告 第 1 7 号

繰越明許費繰越計算書の報告について

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第146条第2項の規定により、平成26年度新居浜市工業用地造成事業特別会計繰越明許費繰越計算書を次のとおり報告する。

平成27年6月15日提出

新居浜市長 石 川 勝 行

平成26年度新居浜市工業用地造成事業特別会計繰越明許費繰越計算書

工業用地造成事業特別会計

款	項	事業名	金額	翌年度 繰越額	左の財源内訳		
					既収入特定財源	未収入特定財源	一般財源
			円	円	円	円	円
1 工業用地造成事業費	1 工業用地造成事業費	工業用地造成事業（観音原地区）	294,000,000	294,000,000	—	市債 294,000,000	0